

学校文化部活動外部指導者派遣事業 実施要領

(趣旨)

第1 文化部活動を行う学校において、校内に適切な指導者がいないために自立的な活動及び技術力・表現力の向上が困難な学校に対して、専門的な実技指導力を備えた外部指導者を派遣することにより、文化部活動の活性化並びに地域社会との連携を図る。

(対象校)

第2 市町村立学校（中学校、高等学校）及び県立学校（高等学校、特別支援学校）とする。

(指導者)

第3 対象校の常勤教職員以外の者（非常勤講師は可とする。）で、対象校の文化活動の指導者としての資質を有する者とする。

(2) 原則として県内に在住する者とする。

(指導場所)

第4 原則として対象校の学校内及びそれに準じる施設とする。

(指導方法)

第5 対象校の文化部活動において、顧問教員が行う指導に協力し、生徒に対して実技指導を行うとともに、顧問教員に対して指導方法についての助言を行う。

(事業計画書等の提出)

第6 派遣を希望する学校は、事業計画書（様式1）及び指導者推薦書（様式2）を県教育委員会に提出するものとする。

(派遣校及び指導者の決定)

第7 別紙「選考規程」により選考し、県教育委員会が決定する。

(2) 県教育委員会は、派遣校に対して決定通知を、指導者に対して委嘱状を発行する。

(事業計画等の変更)

第8 年度途中で指導者の変更等、事業計画に変更が生じた場合は、あらかじめ県教育委員会と協議し、変更事業計画書（様式3）及び、教育委員会が求める書類を速やかに県教育委員会に提出するものとする。

(2) 県教育委員会は、これを承認する場合、必要に応じて決定の内容を変更し、派遣校に対して変更決定通知を発行する。

(派遣期間)

第9 決定通知日から当該年度の2月末日までとする。

(指導時間)

第10 年間36時間以内とし、1回当たりの指導時間は2時間以内とする。

(経費の負担)

第11 県教育委員会は、予算の範囲内において指導謝金を負担するものとする。

(2) 指導謝金は、1時間当たり3,000円以内とする。

(3) 県教育委員会負担経費以外に必要な経費は、派遣校が負担するものとする。

(実施報告書の提出)

第12 派遣校は、前期：決定通知日～9月及び後期：10月～2月に分けて、実施報告書（様式4）を翌月5日までに県教育委員会に提出するものとする。

(謝金の支払)

第13 市町村立学校については、実施報告書を受けて県教育委員会が指導者に支払う。

(2) 県立学校については、事業計画書を受けて事業決定の後、県教育委員会が各派遣校に年間分を一括令達し、実績に基づき各派遣校が指導者に支払う。

附則

1. この要領は、平成21年5月13日から適用する。

(2) 学校文化活動指導者派遣事業実施要領（平成13年4月1日適用）は、廃止する。

2. この要領は、平成22年4月1日から適用する。

3. この要領は、平成24年4月27日から適用する。

4. この要領は、平成24年9月28日から適用する。

5. この要領は、平成25年4月30日から適用する。